特定随意契約に係る契約締結結果の公表

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約(特定随意契約)について、大竹市契約規則(昭和39年大竹市規則第16号)第18条の2第2項の規定により、次のとおり契約締結結果を公表します。

なお、契約の相手方とした理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する 団体で、高年齢者等の雇用の安定確保に寄与できる者としています。

契約の 名 称	契約の相手方の 氏名又は名称	契約を締結した日	契約金額	契約事務 の担当課
大竹市議会議員 一般選挙ポスタ 一掲示場設置等 業務委託	公益社団法人 大竹市シルバー人材センタ ー	令和5年6月21日	1,008,260円	選挙管理委員会事務局